

**鳥取県告示第748号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山 親則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
株式会社やまびこ	通所介護やまびこ	鳥取市雲山221- 108	平成21年11月27日	通所介護